

福祉事業所に作業委託をしてみませんか

労働力不足対策として、福祉事業所（障害者福祉サービス事業所）に農作業を委託してみてもはいかがでしょうか。

○障がい者の方は多くの農作業に従事されています

九州管内の農福連携の調査事例によれば、以下のとおり、人手を要する作業を中心に多くの作業に従事されています。

- ほ場での作業**……収穫（甘藷、大根、高菜、ゴボウ、オクラ、ミディトマト、みかん、椎茸等）、**苗植え**（甘藷、玉ねぎ等）、**除草・草刈り**（ナイロンコードの草刈り機を使用）等
- 出荷調整作業**……ハウレンソウ、ミニトマト、甘藷、みかん等
- パッケージ作業**……みかん類、花き（ガーベラ、ユリ）等
- 牛舎での作業**……牛舎のわら敷き、清掃、堆肥の袋詰め等



○農福連携の取組は農業経営に効果があります（施設外就労受入の事例）

～ブドウ栽培農業者が収穫時に施設外就労を受入れた場合～

受入れ前

- ・園主1人
- ・18時間/日で約70kgの収穫が限界
- ・10a当たりの収穫日数 28日間
- ・低価格帯の時期まで収穫が及ぶ
- 売上試算：約270万円/10a

受入れ後

- ・園主1人＋障がい者3人
（園主は収穫、障がい者は出荷調整）
- ・13時間/日で約240kgを収穫
- ・10a当たりの収穫日数 8日
- ・高価格帯の時期のみで収穫
- 売上試算：約340万円/10a
8日分の作業委託料を支払っても、なお経営にプラス！

※施設外就労とは、福祉事業所が農業者と農作業の請負契約を締結して、農作業の一部を実施するものです。
※障がい者には、福祉事業所の支援スタッフ（職業指導員）が同行して、請け負った作業を独立して行うことから、障がい者への作業指示は、支援スタッフが行います。

○福祉事業所への作業委託に関する相談窓口があります

福祉事業所に作業をお願いしたい場合は、裏面の相談窓口にご相談ください。

福祉事業所への作業依頼についての相談窓口

県名	地域名	相談窓口	住所	
			電話番号	(受付時間)
			メールアドレス	
福岡県	全域	福岡県農林水産部経営技術支援課 女性農業者支援係	福岡市博多区東公園7-7 092-643-3572	(8:30~17:45)
		セルプセンター福岡共同受注窓口	福岡市博多区東公園7-7 県庁地下1階 092-632-7100	(9:00~18:00)
佐賀県	全域	佐賀県共同受注窓口	佐賀市天祐1-8-5 0952-97-9856	(8:30~17:00)
長崎県	全域	長崎県農林部農業経営課 経営支援班	長崎市尾上町3-1 095-895-2937	(9:00~17:45)
熊本県	全域	熊本県健康福祉部障がい者支援課	熊本市中央区水前寺6-18-1 096-333-2235	(8:30~17:15)
大分県	全域	大分県農林水産部 新規就業・経営体支援課	大分市大手町3-1-1 097-506-3586	(9:00~17:00)
宮崎県	全域	宮崎県農政水産部農業経営支援課 農業担い手対策室担い手担当	宮崎市橋通東2-10-1 0985-26-7124	(8:30~17:15)
	全域	宮崎県農福連携推進センター	宮崎市恒久南3-3-2 恒久ビル2階 0985-50-3665	(9:00~17:00)
	延岡市	延岡市農業労働力確保対策協議会 (延岡市農業畜産課内)	延岡市東本小路2-1 0982-22-7018	(8:30~17:15)
	日向市・門川町・ 諸塚村・椎葉村・ 美郷町	日向地域連携推進会議 (宮崎県東臼杵南部農業改良普及センター内)	日向市東郷町山陰辛256-2 0982-68-3100	(8:30~17:15)
鹿児島県	全域	(一社)かごしま障がい者共同受注センター	鹿児島市鴨池新町1-7 099-206-5210	(8:30~17:15)

農山漁村振興交付金（農福連携対策）による支援

農林水産省は、農業法人等が障がい者を受け入れて農作業を行う際の環境整備等に要する経費を「農山漁村振興交付金（農福連携対策）（以下「交付金」という。）」により支援しています。

＜主な事業内容＞ 農福連携整備事業（農園、農産物加工・販売施設、休憩所、倉庫等）
農福連携支援事業（視察研修、作業手順の図化、マニュアル作成等）
農福連携人材育成事業（障がい者の職場定着を支援する人材の育成等）

交付金の詳細については、九州農政局 農村振興部 農村計画課までお問い合わせ
いただくか、九州農政局ホームページをご覧ください。(九州農福で検索)



休憩所、トイレの整備

九州地域農福連携推進ネットワークによる情報発信

九州農政局では、農業分野における障がい者就労の促進を図るため、交付金の公募、シンポジウム等の開催、取組事例等の情報をメールマガジンで発信しています。

ネットワークへの加入申込は、九州農政局ホームページの加入申込フォーム(九州農福加入で検索)をご参照下さい。

農林水産省 九州農政局 農村振興部 農村計画課

〒860-8527 熊本市西区春日2丁目10番1号熊本地方合同庁舎

TEL: 096-211-9111 (内線4611・4616) FAX: 096-211-9812

URL: https://www.maff.go.jp/kyusyu/keikaku/noufuku/noufuku_top.html

地域人口の急減に対処するための 特定地域づくり事業の推進に関する法律 概要

(令和元年12月4日公布/令和2年6月4日施行)

一 目的

特定地域づくり事業(三2)を推進し、併せて地域づくり人材(二)の確保及びその活躍の推進を図り、もって地域社会の維持及び地域経済の活性化に資すること

二 地域づくり人材

地域人口の急減に直面している地域において就労その他の社会的活動を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材

三 特定地域づくり事業協同組合

都道府県知事の認定を受けた(中小企業等協同組合法上の)事業協同組合

1 認定基準

- ①自然的経済的社会的条件からみて一体であり、
地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要な地区
- ②(i)特定地域づくり事業が適正に行われることを確保する見地から適当であり、かつ、組合の職員の就業条件に十分に配慮されている計画
(ii)当該事業が地域社会の維持及び地域経済の活性化に特に資すること
- ③当該事業を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎
*労働者派遣法における労働者派遣事業の許可の基準を参酌
- ④事業協同組合、関係事業者団体及び市町村の間の十分な連携協力体制

2 特定地域づくり事業

- ①地域づくり人材がその組合員の事業に従事する機会の提供
 - (i)このうち労働者派遣事業に該当するものを、届出のみで行うことができる
 - (ii)組合は、労働関係法令を遵守するとともに、労働者派遣事業の適正な実施に努める
 - (iii)国及び地方公共団体は(ii)のために必要な助言、指導その他の措置を講ずる
- ②地域づくり人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための事業の企画及び実施

3 国及び地方公共団体の援助等

- ・組合に対する必要な財政上の措置その他の措置
- ・組合に対する必要な情報の提供、助言、指導その他の援助

四 その他

- ・地域づくり人材の活躍の推進に資する取組への支援
- ・広報その他の啓発活動
- ・施行後5年を目途に検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずる

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律 イメージ図

目的
 特定地域づくり事業を推進し、併せて地域づくりり人材の確保及びその活躍の推進を図り、もって地域社会の維持及び地域経済の活性化に資すること

